

医師の意見書について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが1日快適に生活できるよう、下記の感染症について医師による意見書のご提出をお願いいたします。

- 医師が記入した意見書が必要な感染症 ※学校保健安全法第18条の感染症はすべて

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹現後の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度まで最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症2日前から腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ、腫脹が消失し、全身状態が良好になるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	5日間の適正な抗菌薬による治療が終了し、かつ特有の咳が消失し、全身状態が良好であること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも陰性が確認されたもの
髄膜炎菌性髄膜炎		症状により主治医等において感染の恐れがないと認めるまで

〈医師用〉・感染力がある期間に配慮し、集団での保育園生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

意見書	
わらべ向島保育園園長殿	
園児氏名 _____ )	
病名 ( _____ )	年 _____ 月 _____ 日
登園可能と判断いたします。	
医療機関 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

園長	主任	看護師	担任	受領日	受領印
				/	